

			組合員保険料 ・負担金	掛 金			負 担 金					備 考				
			厚生年金保険	退職等年金	短期	介護	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	短期	介護					
《 標準報酬月額・標準期末手当等 》	一般組合員		183.0 (内、組合員保険料率 91.5)	7.5	43.51 (42.1 +1.41)	7.49	40.0 育児休業等期間中 40.0	7.5	0.1033 育児休業等期間中 0.1033	43.62 (42.1 +1.41+ 0.11) 育児休業等期間中 0.11	7.49	【経長】 ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.1033 【厚年】 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 40.0 【短期】(保険診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.11 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.41 【最低限度額】 標準報酬月額 長期・短期 98,000円 ※厚生年金保険を除く 厚生年金保険 88,000円 【最高限度額】 標準報酬月額 長期 620,000円 短期 1,390,000円 標準期末手当等 長期 1,500,000円 短期 5,730,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過 的長期を含む ※標準期末手当等の短期については、年度累 計額の上限 【経長】・・・経過の長期 【厚年】・・・厚生年金保険				
	船員組合員	41.5 (40.09 +1.41)			45.63 (44.11 +1.41+ 0.11) 育児休業等期間中 0.11											
	特別職組合員									43.62 (42.1 +1.41+ 0.11)						
	組合役員															
	組合職員															
	地方独立行政法人	役員組合員														
		一般組合員														
	派遣職員												43.51 (42.1 +1.41) (都)0.11 育児休業等期間中 (都)0.11			
	職員団体専従												43.51 (42.1 +1.41) (都)0.11			
	任意継続組合員					84.2	14.98					平均標準報酬月額 410,000円				

2公立東京福第2号

◎追加費用負担金率（対標準報酬月額）・・・ 義務（厚生年金分）31.9/1,000 （経過の長期給付分）2.5/1,000、非義務（厚生年金分）16.8/1,000 （経過の長期給付分）1.3/1,000
◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む
◎育児休業等期間中における免除対象・・・ 保険料(掛金)、負担金（保険料(掛金)と同率）（育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで）
◎介護保険の第2号被保険者・・・ 40才以上65才未満の組合員
◎事務費負担金(区立幼稚園教職員、地方独立行政法人教職員)・・・ 年額 7,210円 月単位 600.83円
◎子ども・子育て拠出金(対標準報酬月額・対標準期末手当等)・・・ 3.6/1,000 ※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ（育児休業による掛金免除期間中は免除）
◎70歳以上の組合員・・・ 厚生年金保険組合員保険料・負担金(基礎年金拠出金に係る公的負担含む)、子ども・子育て拠出金は納付不要
◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対標準報酬月額・対標準期末手当等) 3.45/1,000